

■ 4条1項11号

不服 2024-016910

＜本願商標＞

ふくや

第29類「乳製品」

第30類「明太子を使用してなる調味料，食用粉類」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「福屋」（標準文字）

第30類「調味料，アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，ホイップクリーム用安定剤，香辛料，アイスクリームのもと，シャーベットののもと，コーヒー豆，穀物の加工品，アーモンドペースト，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，即席菓子のもと，酒かす，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「ふくや」の文字を毛筆体様の書体で一列に横書きしてなるところ、該文字は辞書類に掲載されている語ではなく、我が国において特定の意味合いを有する語として用いられているという事情も見当たらないことから、造語として認識されるというべきものである。

そうすると、本願商標よりは、その構成文字に相応して「フクヤ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「福屋」の文字を標準文字で表してなところ、該文字は辞書類に掲載されている語ではないものの、その構成中の「屋」の文字は、「家号や雅号、書齋に用いる語。」(出典:「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店)であり、これが文字の語尾にある場合には、「屋」の前に位置する文字とを結合した全体が特定の屋号を表すものとして一般に用いられていることから、屋号を表現したものと認識され得るものである。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応して「フクヤ」の称呼が生じ、また、「福屋」という屋号」の観念が生じ得るものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字種や文字数、書体が異なり、それぞれ別異の語を表したものと容易に理解できるものであるから、明確に区別することができるものである。

そして、称呼においては、「フクヤ」で同一である。

また、観念においては、本願商標よりは特定の観念は生じないのに対し、引用商標よりは「福屋」という屋号」の観念が生じ得るものであるから、相紛れるおそれのないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼が同一であるとしても、外観においては明確に区別できるものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるところ、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ふくや**」と引用商標「**福屋**」は、称呼が同一であるとしても、外観においては明確に区別できるものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるところ、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、引用商標「**福屋**」からは「フクヤ」以外の称呼以外は自然に生じませんし、本願商標「**ふくや**」を構成する「ふくや」が、「福屋」の文字種の変換に該当することに疑いはないでしょう。このような状況の下で、引用商標「**福屋**」からは「福屋」という屋号」の観念が生じるといった違いがあるだけで、両商標は本当に商品の出所について誤認混同を生じるおそれがないといえるのか、正直疑問です。

引用商標「**福屋**」の商標権者が、今後、本願商標の指定商品の範囲内で平仮名の「ふくや」を使用したら、商標権の侵害になってしまうのでしょうか。そして、引用商標の商標権者は「株式会社福屋食品販売」ですが、これが平仮名の「ふくや」を全く使用することなく、事業を行なうことは果たしてできるものなのでしょうか。また、今後、両商標の商標権者が、アルファベットの「FUKUYA」を使いたい場合には、どうすれば良いのでしょうか。

本願商標「**ふくや**」の出願人である「株式会社ふくや」が、歴史ある企業ということもあって、特許庁の類否判断が若干緩くなったのではないかという印象が個人的にありますが、これでは引用商標の商標権者がさすがに酷ではないかという気がします。

個人的には、釈然としない審決だといわざるを得ません。

(弁理士 永露 祥生)
< 2025年9月21日 >